

令和 7 年 4 月 1 日
社会福祉法人札幌慈啓会

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率 20%以上

女性職員・・・取得率 90%以上

<対策>

特に男性職員の育児休業取得にむけての制度周知

※令和 7 年度より男性職員の育児休業取得率を法人ホームページ等で公表

目標 2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 20 時間未満とする。

<対策>

- ・管理職を対象とした意識改革のための研修実施
- ・業務量の見直し、DX 化による作業効率化などの取組の検討
- ・各部署における問題点の検討及び対策の実施